

住宅・災害住宅・災害再・在宅介護対応住宅貸付の概要

	住宅貸付	災害貸付		在宅介護対応住宅貸付
		災害住宅貸付	災害再貸付	
借受資格	組員期間1年以上	組員資格を取得した日から		組員期間1年以上
貸付事由	組員が居住するための住宅を新築、増築、改築、修理、購入もしくは住宅の敷地を購入するための費用。 ※貸付を受ける当該不動産の名義人は組員、組員の配偶者もしくは三親等内の親族で同居者に限る。 ※敷地購入の場合は、5年以内に住宅の建築に着手することが条件。	組員の居住する住宅または住宅の敷地に、水震火災その他の非常災害により損害を受け、住宅を再建するための費用。	住宅貸付または災害住宅貸付を受けている組員の居住する住宅または住宅の敷地に、水震火災その他の非常災害により損害(地方公務員等共済組合法第72条・第73条による災害給付の支給を受ける程度の損害)を受け、住宅を再建するための費用。	組員等が、高齢等で介護を必要とする状態になっても自立した生活が営めるように、要介護者に配慮した住宅を新築、増築、改築等するための費用。
貸付対象	居住するための住宅部分。 ※店舗、倉庫、農舎等の非住宅部分は対象外。			段差の解消、手すりの設置、車椅子が利用できる幅の廊下・居室等の構造、介護しやすいトイレや風呂。ホームエレベーター、天井走行リフト等介護機の設置。
利率	年利1.26%(変動金利)	年利0.93%(変動金利)		年利1.00%(変動金利)
貸付額の単位	毎月償還分 10万円を最低額とし、100万円までは5万円単位。 100万円以上は10万円単位。 ボーナス償還分 200万円を最低額とし、50万円単位。 〔毎月償還とボーナス償還を併用する場合の条件〕 510万円以上の借入れから併用可能。 内訳 毎月償還分310万円 ボーナス償還分200万円	10万円を最低額とし、100万円までは5万円単位。 100万円以上は10万円単位。 ※ボーナス償還併用はできません。		
貸付限度額	貸付申込みの給料月額に組員期間に応じた月数〔別表1参照〕を乗じた額。 最低保障額:別表2 ※他の貸付けを受けているときは、「複数の貸付けを受ける場合の貸付限度額」による限度内。(Ⅱ-17参照) 最高限度額:1,800万円 ※毎月償還のみの場合は1,600万円限度。ボーナス償還併用の場合は1,800万円限度。ボーナス償還分は900万円限度。	最高限度額 1,600万円 毎月償還のみ	住宅貸付の限度額の2倍の範囲内 最低保障額:別表2 最高限度額:1,900万円	要介護に配慮した構造、設備に要する費用として最高300万円までを住宅貸付または災害貸付の限度額に加算することができる。
償還方法	毎月償還(ボーナス償還併用)	毎月償還のみ		
償還期間	50～360月	60～360月 元金弁済猶予期間:償還期間外1年限度 (激甚災害の場合は償還期間外3年限度)		50～300月
書類申込等	「住宅貸付等の申込書類一覧」(Ⅱ-9、Ⅱ-10)を参照。			
申込締切	事前に、「住宅貸付・災害住宅貸付・災害再貸付申込計画書」等を提出し、当共済組合の内定が必要。			
貸付日	借入希望月の前月末 (月末が休日の場合は前業務日)	借入希望月の前月末 (月末が休日の場合は前業務日。 原則、被災後、1年以内の申込みであること。)	借入希望月の前月末 (月末が休日の場合は前業務日)	
貸付日	原則、借入希望月の28日送金			

【申込みにおける留意事項】

- 1.貸付申込書の申告において、他の金融機関等からの借入れがある場合は、上記の書類に加え、当該借入金の償還表の写しを添付してください。
- 2.「印鑑登録証明書」は、貸付日より3か月以内に交付された証明書を提出してください。
- 3.当共済組合の貸付事業は地方公務員等共済組合法第112条に規定する福祉事業であることから、必要に応じて、その他の確認資料等の提出を求めることがあります。